

訪問介護重要事項説明書

<令和8年1月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

事業者名（法人）の名称	株式会社アウルサポート
代表者役職・氏名	代表取締役 長沼好太郎
所在地・電話番号	埼玉県蓮田市馬込 2-408 048-768-3470
介護保険指定番号	訪問介護 (埼玉県 1175700275号)
通常の事業の実施地域	蓮田市、白岡市、さいたま市岩槻区、見沼区、上尾市
法人設立年月日	平成12年6月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称

名 称	アウルサポート
事業所番号	訪問介護（指定事業所番号 1175700275号）
所在地	〒349-0114 埼玉県蓮田市馬込 2-408 048-768-3470
電話番号	048-768-3470
F A X 番号	048-768-6241
通常の事業の実施地域	蓮田市、白岡市、さいたま市岩槻区、見沼区、上尾市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

月曜日から金曜日まで(12月29日から1月3日までを除く)

営業時間 午前9時から午後6時まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業 務 内 容	勤務形態 人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1 人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成し利用者へ説明し同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	常勤 1 人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。 	非常勤 5 人

(4) サービスの提供時間帯

	通常時間帯	早 朝	夜間	深夜	備考
	8:00～18:00	6:00～ 8:00	18:00～22:00	22:00～6:00	
平日	○	×	×	×	
土・日・祭 日	○	×	×	×	

* 時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

(1) 身体介護 利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の ADL・IADL・QOL や意欲の向上のための利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の

日常生活上、社会生活上の為のサービスを行います。

(食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、服薬介助)

(2) 生活援助 家事を行う事が困難な場合に、利用者に対して家事の援助を行います。

(買物、調理、掃除、洗濯、衣類の整理等)

以下のサービスは提供できません。

×利用者以外の洗濯、調理、買物、布団干しなど
×草むしり、植木の剪定、花木の水やり、ペットの世話など
×大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛けなど
×来客の応接（お茶、食事の手配など）
×特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など）
×家具、電気器具の移動、修繕など
×預金、貯金の引き出しや預け入れ、振込みなど
×利用者が留守の時など

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 - 基本料金・昼間 - 】

※地域区分別 1 単価当たりの単価 10.42 円（6 級地）

区分	1 回あたりの所要時間	基本 単位	利用料 (10 割)	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	163 単位	1,698 円	170 円	340 円	510 円
	20 分以上 30 分未満	244 単位	2,542 円	255 円	509 円	763 円
	30 分以上 1 時間未満	387 単位	4,032 円	404 円	807 円	1,210 円
	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	567 単位	5,908 円	591 円	1,182 円	1,773 円
	1 時間 30 分以上 30 分増 すごとに	+82 単位	854 円	86 円	171 円	257 円

生活援助	20分以上 45分未満	179 単位	1,865 円	187 円	373 円	560 円
	45分以上	220 単位	2,292 円	230 円	459 円	688 円
身体介護 と生活援助 が混在 する場合 (身体介護 の基本 利用料に 右の料金 を加算)	25分を増すごとに65単位 (195単位を限度)を 加算	65 単位	677 円	68 円	136 円	204 円

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

※利用者の心身の状況等により、一人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、基本利用料の2倍の料金となります。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別 1 単価当たりの単価 10.42 円 (6 級地)

加算種類	要件	基本 単位	利用料	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
夜間・早朝加算	夜間 (18 時～22 時)、早朝 (6 時～8 時) にサービスを提供した場合	1 回につき基本利用料の 25%				
深夜加算	深夜 (22 時～翌朝 6 時) にサービスを提供した場合	1 回につき基本利用料の 50%				
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行うかほかの訪問介護員に同行した場合	200 単位	2,084 円	209 円	417 円	626 円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	100 単位	1,042 円	105 円	209 円	313 円

②算定基準に適合していると県に届け出ている加算

※地域区分別 1 単価当たりの単価 10.42 円（6 級地）

加算種類	算定回数等	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	・ 1 月につき ・ 基本サービス費に各種加算、減算を加えた総単位数（所定単位数）	所定単位数×18.2%	左記の単位数×10.42 円	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
* 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。						

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(自動車を使用した場合は事業の実施地域を越えた地点より 1km につき 50 円。)

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急、御連絡ください。ただし利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

(連絡先 TEL 048-768-3470)

御利用の前日までに御連絡いただいた場合	無 料
御利用の当日に御連絡頂いた場合	当該基本料金の 100%

(4) その他

①お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまの御負担になります。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

(1) 請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は利用月の翌月 10 日頃に利用者宛てにお届けします。

(2) 支払方法

ア 請求月の翌月 20 日（土日祝日は翌日）に口座振替にてお支払いいただきます。

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので必ず保管して下さい。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

6 秘密保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報においても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保持に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

*お客様が介護保険施設に入所した場合

*介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

*お客様がお亡くなりになった場合

④その他

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

お客様が、サービス利用料金の支払が1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず10日以内に支払わない場合、又はお客様や御家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医	
	連絡先	
御家族	氏名	
	連絡先	

9 事故発生時の対応

サービス提供によりじこが発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：公益財団法人 介護労働安定センター
保 険 名：賠償責任補償保険

10 サービス内容に関する相談・苦情

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
当社お客さま相談・苦情担当

担当 管理者 長沼好太郎

電話 048-768-3470

受付時間 午前9時～午後6時まで(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 蓮田市

担当 蓮田市役所長寿支援課 電話 048-768-3111(代)

白岡市高齢介護課 電話 0480-92-1111

さいたま市岩槻区高齢介護課 電話 048-790-0168

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568 (直通)

11 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 無

12 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行う事が出来ません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かり等金銭に関する取扱い

ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬

の散歩等)

- オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・家電器具等の移動等、大掃除等）
- (2) 金品や飲食物の提供はお断りいたします。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県蓮田市馬込 2-408

法人名 株式会社アウルサポート

代表者名 印

説明者

事業所名 アウルサポート

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

住 所

氏 名 印